

令和3年度第1回 垂水区地域包括支援センター運営協議会

次 第

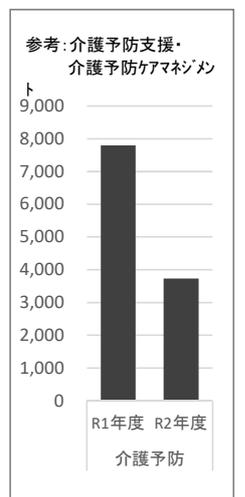
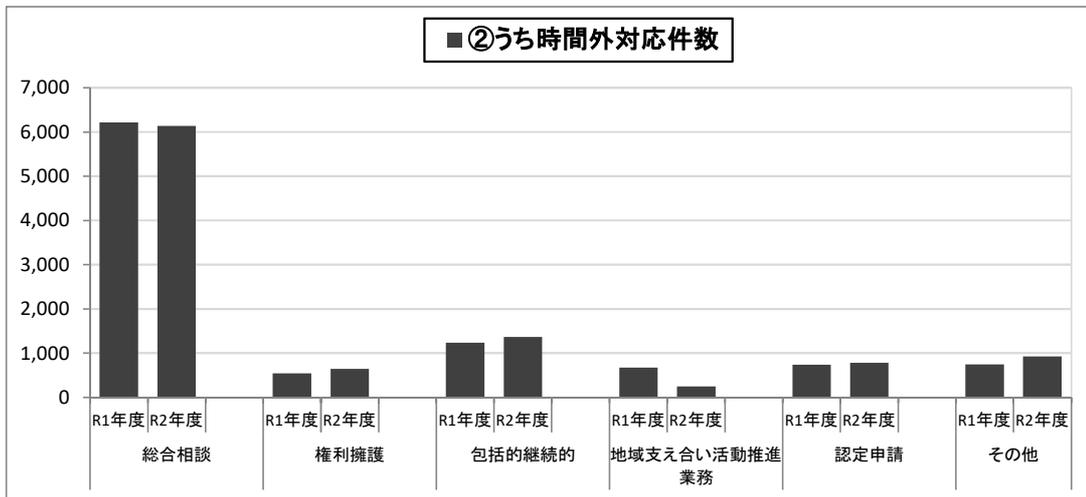
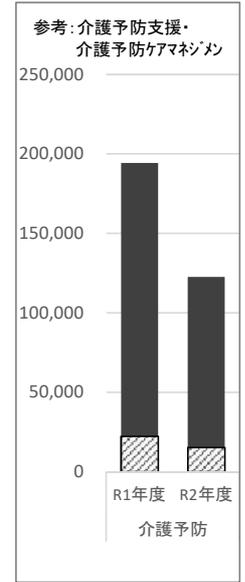
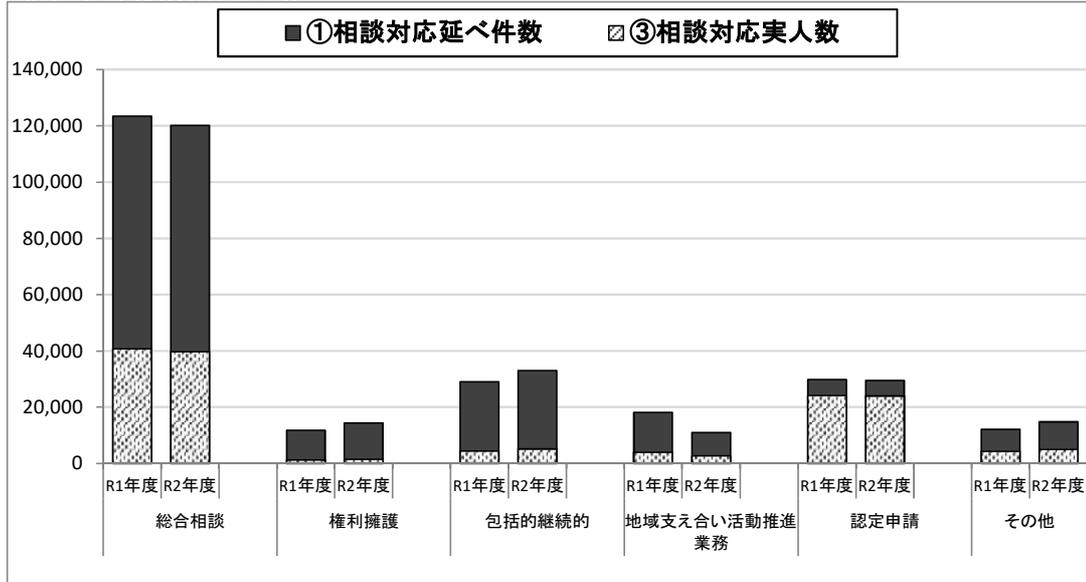
1 議 題

- (1) 令和2年度地域包括支援センターの運営状況について
 - ・各センターの月別実績報告書について（資料1-1）
 - ・あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況について（資料1-2）
- (2) 令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書について（資料2）
- (3) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
－指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況－（資料3）
- (4) 特定事業所へのサービス集中率について（資料4）

令和2年度 実績報告書(全市)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	43,796	6,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	4,441	5,020	8,674	208,019
うち時間外対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	65	2	331	14	400	562	104	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	795	8,363	1,274	34,255
うち時間外対応	768	93	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	76	14	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	3,553	14,489	2,384	82,557
うち時間外対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	45	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	2,257	1,609	2,452	20,610
うち時間外対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	86	38	170	876
①相談対応延べ件数	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,646	221	11,081	444	18,116	14,877	11,046	29,481	14,784	345,441
前年度比	-6%	5%	15%	-11%	-3%	-6%	-37%	32%	8%	20%	9%	10%	18%	-39%	-1%	22%	-17%
1圏域あたり(件)	849	108	284	238	48	14	1,572	34	3	142	6	232	191	142	378	190	4,429
②うち時間外対応件数	3,692	354	1,101	824	129	38	3,733	92	4	531	19	555	812	249	789	925	13,847
前年度比	-1%	15%	20%	-15%	-43%	-24%	-52%	64%	-33%	13%	19%	-16%	41%	-63%	7%	24%	-23%
1圏域あたり(件)	47	5	14	11	2	0	48	1	0	7	0	7	10	3	10	12	178
③相談対応実人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,086	1,081	2,639	24,029	4,933	-
前年度比	-1%	7%	1%	-13%	-5%	-6%	-32%	14%	0%	13%	4%	22%	3%	-34%	-1%	14%	-
1圏域あたり(人)	307	34	61	74	22	11	196	6	0	9	3	52	14	34	308	63	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	8	106
実人数	42	23	25	7	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	238,365 件	0.9%	3,056.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150 件	-8.0%	1.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	225,607	9.9%	25,264	-8.1%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	145 件	-40.6%	1.9 件
	参加人数	2,235 人	-53.5%	28.7 人
	(内訳)協議体開催数	59 件	-47.3%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	199 件	-41.6%	2.6 件
	参加人数	709 人	-42.3%	9.1 人
自センター主催の会議等	開催数	363 件	-44.0%	4.7 件
	参加人数	3,383 人	-61.8%	43.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	459 件	-30.0%	5.9 件
	参加人数	4,972 人	-29.4%	63.7 人
行政等主催の会議等	開催数	2,558 件	-34.3%	32.8 件
	参加職員数	3,267 人	-37.0%	41.9 人
地域主催の会議等	開催数	2,234 件	-65.9%	28.6 件
	参加職員数	3,099 人	-67.2%	39.7 人
ケアマネ等研修会	開催数	120 件	-61.4%	1.5 件
	参加人数	858 人	-74.0%	11.0 人
介護リフレッシュ教室	開催数	293 件	-24.9%	3.8 件
	参加人数	1,960 人	-47.3%	25.1 人
運営推進会議	開催数	316 件	-74.4%	4.1 件
	参加職員数	343 人	-74.6%	4.4 人
研修	回数	1,191 件	-44.3%	15.3 件
	受講職員数	1,806 人	-46.9%	23.2 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	608 件	-60.1%	7.8 件
	参加職員数	932 人	-60.6%	11.9 人
他機関との連絡調整	件数	77,813 件	14.1%	997.6 件

月別実績報告書 その1

資料1-1

センター番号:	
センター名:	全市

(令和2年度 年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	43,796	6,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	4,441	5,020	8,674	208,019
うち時間外対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	65	2	331	14	400	562	104	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	795	8,363	1,274	34,255
うち時間外対応	768	93	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	76	14	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	3,553	14,489	2,384	82,557
うち時間外対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	45	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	2,257	1,609	2,452	20,610
うち時間外対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	86	38	170	876
合計	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,646	221	11,081	444	18,116	14,877	11,046	29,481	14,784	345,441
うち時間外対応	3,692	354	1,101	824	129	38	3,733	92	4	531	19	555	812	249	789	925	13,847
実人数	38,247	4,541	9,401	11,283	2,472	926	63,323	925	57	2,586	246	8,674	3,682	7,986	25,612	8,974	188,935
うち新規人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,086	1,081	2,639	24,029	4,933	93,154

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	8	106
実人数	42	23	25	7	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	35,282	対象人数	238,365
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	17,342	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	6,330	144	6,186	1,864	30
簡易型	3,959	92	3,867	785	16	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	15,410	231	15,179	4,840	77
モニタリング	回数	225,607	サービス担当者会議		回数	25,264

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

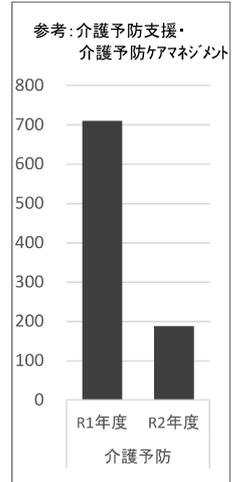
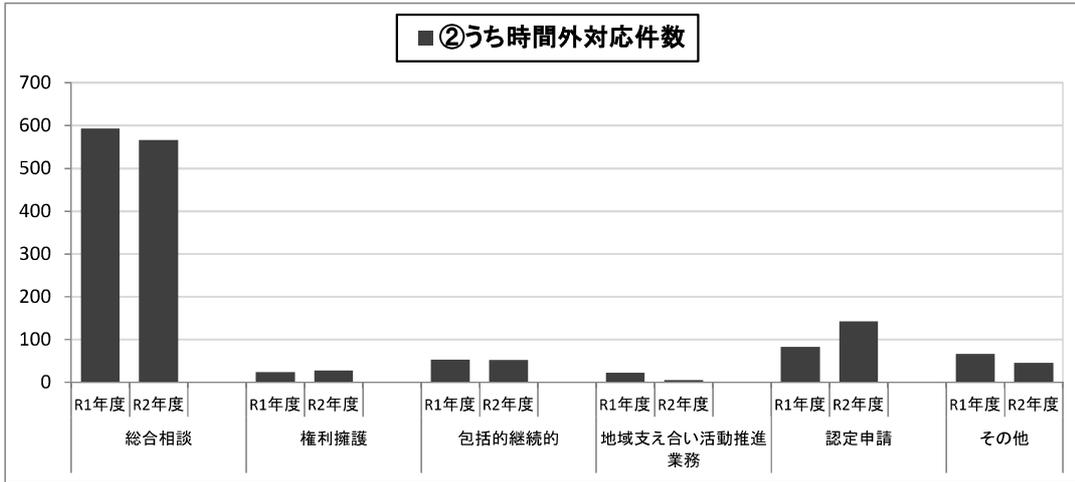
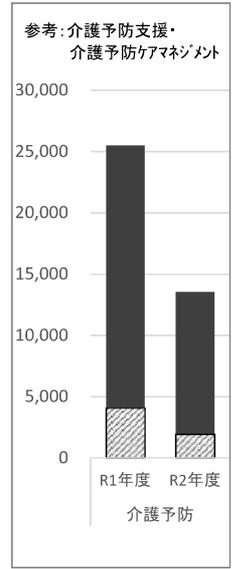
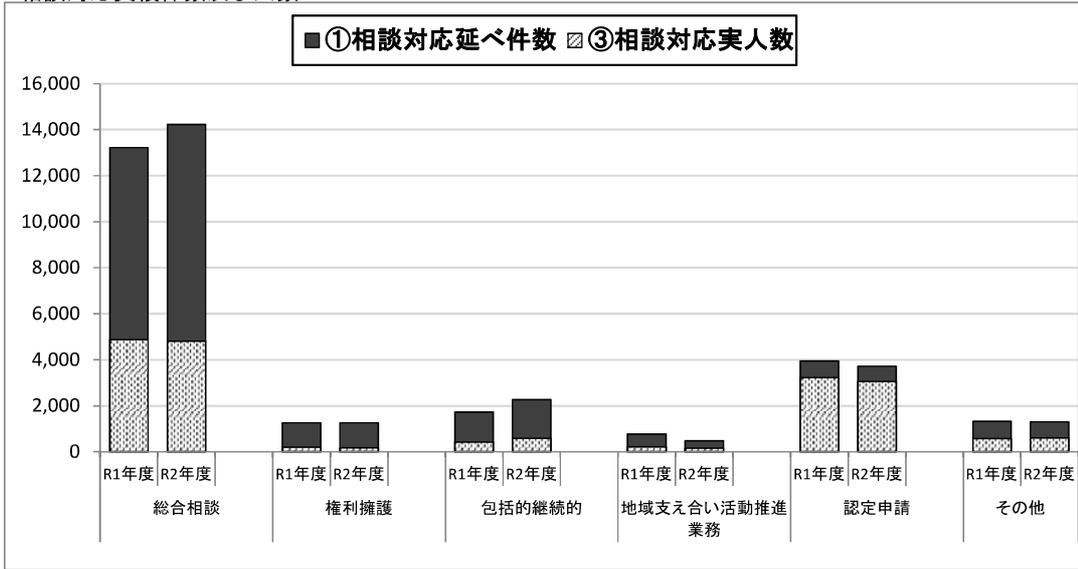
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	145	参加人数	2,235
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	59		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	199	参加人数	709
自センター主催の会議等	会議数	363	参加人数	3,383
小地域支え合い連絡会	開催数	459	参加人数	4,972
行政等主催の会議等	会議数	2,558	参加職員数	3,267
地域主催の会議等	会議数	2,234	参加職員数	3,099
ケアマネ等研修会	開催数	120	参加人数	858
介護リフレッシュ教室	開催数	293	参加人数	1,960
運営推進会議	開催数	316	参加職員数	343
研修	回数	1,191	受講職員数	1,806
住民主体活動の後方支援	参加回数	608	参加職員数	932
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	77,813		
(内数)ケース検討会	開催数	1,990		

令和2年度 実績報告書(垂水区)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	3,856	570	2,021	2,547	282	9	8,489	111	31	504	22	1,368	324	299	664	858	21,955
うち時間外対応	134	14	119	78	8	0	138	1	0	14	0	36	3	3	20	29	597
来所	471	61	240	165	65	10	331	4	0	63	0	101	15	21	516	100	2,163
うち時間外対応	49	8	23	9	2	0	6	0	0	3	0	1	1	0	61	6	169
訪問	876	82	688	1,256	206	142	4,093	78	2	211	5	157	137	71	2,292	226	10,522
うち時間外対応	56	4	21	24	3	2	39	1	0	6	0	5	3	2	59	8	233
その他	214	23	187	200	54	5	626	24	0	202	3	113	62	94	241	120	2,168
うち時間外対応	1	0	3	6	1	1	5	0	0	2	0	2	1	0	2	2	26
①相談対応延べ件数	5,417	736	3,136	4,168	607	166	13,539	217	33	980	30	1,739	538	485	3,713	1,304	36,808
前年度比	3%	-7%	27%	5%	15%	-10%	-47%	-6%	0%	4%	-47%	52%	-8%	-38%	-6%	-2%	-23%
1圏域あたり(件)	492	67	285	379	55	15	1,231	20	3	89	3	158	49	44	338	119	3,346
②うち時間外対応件数	240	26	166	117	14	3	188	2	0	25	0	44	8	5	142	45	1,025
前年度比	5%	-24%	33%	-36%	-33%	0%	-74%	-50%	-100%	32%	-	2%	-20%	-77%	71%	-32%	-34%
1圏域あたり(件)	22	2	15	11	1	0	17	0	0	2	0	4	1	0	13	4	93
③相談対応実人数	2,485	254	709	954	252	153	1,918	57	3	103	18	516	76	156	3,058	604	-
前年度比	-1%	8%	1%	-8%	13%	-6%	-53%	8%	-50%	-6%	-33%	42%	21%	-27%	-5%	6%	-
1圏域あたり(人)	226	23	64	87	23	14	174	5	0	9	2	47	7	14	278	55	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	20	10	7	2	1	40
実人数	20	10	7	2	1	40

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	23,571 件	26.6%	2,142.8 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	17 件	-10.5%	1.5 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	38,581	10.5%	4,058	-10.3%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	17 件	-55.3%	1.5 件
	参加人数	372 人	-43.1%	33.8 人
	(内訳)協議体開催数	9 件	-60.9%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	14 件	-33.3%	1.3 件
	参加人数	24 人	-52.9%	2.2 人
自センター主催の会議等	開催数	33 件	-38.9%	3.0 件
	参加人数	628 人	-39.4%	57.1 人
小地域支え合い連絡会	開催数	40 件	-51.2%	3.6 件
	参加人数	498 人	-50.8%	45.3 人
行政等主催の会議等	開催数	256 件	-33.9%	23.3 件
	参加職員数	359 人	-29.7%	32.6 人
地域主催の会議等	開催数	253 件	-59.3%	23.0 件
	参加職員数	291 人	-64.9%	26.5 人
ケアマネ等研修会	開催数	4 件	-84.6%	0.4 件
	参加人数	40 人	-89.2%	3.6 人
介護リフレッシュ教室	開催数	33 件	-31.3%	3.0 件
	参加人数	227 人	-49.8%	20.6 人
運営推進会議	開催数	27 件	-89.4%	2.5 件
	参加職員数	29 人	-89.2%	2.6 人
研修	回数	78 件	-62.7%	7.1 件
	受講職員数	139 人	-60.4%	12.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	80 件	-	7.3 件
	参加職員数	89 人	-	8.1 人
他機関との連絡調整	件数	5,867 件	-5.6%	533.4 件

月別実績報告書 その1

資料1-1

センター番号:	08
センター名:	垂水区

(令和2年度 年間)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	3,856	570	2,021	2,547	282	9	8,489	111	31	504	22	1,368	324	299	664	858	21,955
うち時間外対応	134	14	119	78	8	0	138	1	0	14	0	36	3	3	20	29	597
来所	471	61	240	165	65	10	331	4	0	63	0	101	15	21	516	100	2,163
うち時間外対応	49	8	23	9	2	0	6	0	0	3	0	1	1	0	61	6	169
訪問	876	82	688	1,256	206	142	4,093	78	2	211	5	157	137	71	2,292	226	10,522
うち時間外対応	56	4	21	24	3	2	39	1	0	6	0	5	3	2	59	8	233
その他	214	23	187	200	54	5	626	24	0	202	3	113	62	94	241	120	2,168
うち時間外対応	1	0	3	6	1	1	5	0	0	2	0	2	1	0	2	2	26
合計	5,417	736	3,136	4,168	607	166	13,539	217	33	980	30	1,739	538	485	3,713	1,304	36,808
うち時間外対応	240	26	166	117	14	3	188	2	0	25	0	44	8	5	142	45	1,025
実人数	3,415	425	1,322	2,072	396	157	6,655	91	4	314	19	955	148	357	3,277	956	20,563
うち新規人数	2,485	254	709	954	252	153	1,918	57	3	103	18	516	76	156	3,058	604	11,316

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	20	10	7	2	1	40
実人数	20	10	7	2	1	40

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	4,648	対象人数	23,571
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	1,982	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	17		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のう ち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型	1,013	21	992	239	1
	簡易型	802	20	782	107	1
	セルフ型	0	0	0	0	0
予防給付	介護予防支援	2,019	23	1,996	486	10
モニタリング	回数	38,581	サービス担当者会議		回数	4,058

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	17	参加人数	372
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	9		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	14	参加人数	24
自センター主催の会議等	会議数	33	参加人数	628
小地域支え合い連絡会	開催数	40	参加人数	498
行政等主催の会議等	会議数	256	参加職員数	359
地域主催の会議等	会議数	253	参加職員数	291
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	40
介護リフレッシュ教室	開催数	33	参加人数	227
運営推進会議	開催数	27	参加職員数	29
研修	回数	78	受講職員数	139
住民主体活動の後方支援	参加回数	80	参加職員数	89
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	5,867		
(内数)ケース検討会	開催数	310		

令和 2 年度 センター連絡会等の開催状況

1. あんしんすこやかセンター連絡会（各センター1名以上参加、概ね毎月1回開催）
活動報告、区からの情報提供、各ワーキングチームの報告、情報交換、研修報告等

2. 業務検討会ワーキング

ワーキング名	内容	メンバー
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者声かけ訓練等の情報共有 見守り協定事業所を対象とした講演会の開催に向けての検討 	各センター1名 認知症地域支援推進員中心
ケアマネジャー支援	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネ名簿更新 事業所情報更新 高齢者虐待リーフレット集約 各センターのケアマネジャー支援の情報共有 	各センター1名以上
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 各センターでの地域ケア会議の共有、地域課題集約 区地域ケア会議 1回 	各センター1名以上

3. あんしんすこやかセンター圏域での地域ケア会議

センター	テーマ
桃山台	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の在り方、認知症に関する事例検討 地域ケア会議の開始に向けた検討 住民の声、想いを聴き、地域課題を共有する
塩屋	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見と早期対応ができる地域づくりについて 独居で認知症が疑われるが他者が介入を拒否する高齢者 「しおや介護 SOS」（介護相談窓口のマーク）の実施に向けて
東垂水	<ul style="list-style-type: none"> 高丸春祭り（高齢者と子どもの交流）の代替案の検討
垂水名谷	<ul style="list-style-type: none"> 認知症を抱える女性とその家族の支援 認知症の母親と障害のある娘の二人暮らし世帯への支援
平磯	令和 2 年度の開催なし
本多聞	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による高齢者の困りごと 見守りネットワークの可視化（舞子と共催） 精神疾患様症状のある対象者の情報共有と支援方法の検討 LSA 撤退に伴う今後の相談や連絡体制
舞子台	<ul style="list-style-type: none"> あんしんすこやかルーム閉鎖後の地域支援
神陵台	令和 2 年度の開催なし
舞子	<ul style="list-style-type: none"> 見守りネットワークの可視化（本多聞と共催） 金銭管理などが困難となっている認知症高齢者

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 桃山台あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜の9時～17時30分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

2. 職員の配置について

保健師または看護師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、地域支え合い推進員 1名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。

成年後見制度の啓発を行い、職員の説明力の向上を目指す。また、地域住民への認知度を上げるよう努める。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、圏域内の関係者に随時情報提供を行う。消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は各担当者が、決められた期限内で更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

圏域全体の地域ケア会議を年2回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。更に、特定の地域で地域ケア会議を行い、住民と課題を共有し課題解決に向けての取り組みに繋げる。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

圏域内の介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

新型コロナ感染拡大防止のため地域行事が全面中止になり、地域に出向いて健康寿命の延伸に向けた取り組みができるよう意識づけや介護予防の寸劇で広報啓発ができない状況が続いている。外出自粛により、フレイルに陥る可能性がある。高齢者を対象にフレイル予防の取り組みについての聞き取りを実施し現状を把握する。その結果をもとに必要であれば、取り組みに繋げる。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・区的生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心にコミュニティ作りや集いの場の後援を行う。地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ訓練を住民対象に開催する。

介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫し、参加者の満足度アップと参加人数の維持を目指す。自助グループの開催の後援を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協や友愛連絡会に出席し、民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらう。また、地域別に民生委員との意見交換会を開催し、より連携しやすい関係作りを行う。

10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師・薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

11. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、また障害者地域生活支援センター等とこれまで以上に連携を強化する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：塩屋あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営に心がけ、専門職が相互に連携しながら適切な支援を行う。

研修に積極的に参加し、センター職員へ伝達し、共有をする。また、毎朝のミーティング等で情報共有や事例検討を行い、職員のスキルアップにつなげる。

個人情報保護については、神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守し、定期的にチェック表により業務のチェックを行う。

営業日においてセンター職員で当番を決め、必ず1名は事務所に所在するようにし、電話や来所による相談に対応できるよう努める。また、祝日には営業し、必要に応じて土曜日・日曜日でも対応することで就労している家族が相談しやすいようにする。営業時間外の夜間や土曜日・日曜日でも、電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名、看護師1名、社会福祉士1名、地域支え合い推進員2名の4職種を配置し、地域との連携を密にし、適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。

介護予防支援業務においては、地域包括支援業務とバランスをとり、すべての業務が円滑に行えるよう、センター職員が担当するプラン数について配慮し、介護予防プラン作成担当職員を1名以上配置する。

3. 総合相談支援業務について

高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう地域の生活課題を幅広く把握し、相談を受け、介護サービスにとどまらず、適切なサービス（インフォーマルを含む）・関係機関・各種制度の利用に繋げていくよう支援し、各職種の専門性の向上に努める。その為には、社会資源情報を収集・更新して、情報を整理し、相談者等に対して迅速・的確な情報提供・支援が出来るようにする。

また、地域の情報を収集できるよう、地域活動への参加や行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携を密にする。必要に応じ、また緊急性を判断して民生委員と同行訪問等を行い、実態把握等を適切に行う。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深め、虐待や消費者被害が防止できるよう地域の民生委員や関係機関との連携を図り、必要に応じてカンファレンス等を開催して、迅速に適切な問題解決が出来るよう努める。

神戸市高齢者虐待防止の手引きの内容を遵守し、区への報告、迅速な実態把握、コアメンバー会議の開催による関係者との情報及び対応方針の共有、緊急度に応じた対応を関係機関と連携しながら行う。

地域住民や関係機関に対して、高齢者虐待防止や権利擁護、消費者被害防止について啓発を行う。また、地

域ケア連絡会や高齢者の集いの場において消費者被害情報を情報提供し、啓発する。

センター職員に対しては、年2回以上高齢者虐待防止研修を実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域ケア会議や地域ケア連絡会を開催し、地域団体やボランティア、介護支援専門員や介護サービス事業所等に参加してもらい、関係性を強くし、連携を密にできるようにする。また、地域の方が身近に気軽に相談できるように塩屋独自の介護相談窓口マーク「しおや介護SOS」を運用開始し、センターやえがおの窓口及びそれ以外の地域の協力者等により掲示し相談場所の周知の拡大を図る。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例に関しては、必要に応じて同行訪問等で対応する。介護支援専門員対象の交流会をかねた勉強会を年1回開催し、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域全体で高齢者を見守り支え合える地域づくりを支援していく。そのために、民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員からの個別の相談に応じる。また、地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに必要に応じた後方支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症対応関連の取り組み等について広報する。

認知症神戸モデルや神戸市安心登録について地域に広報する。

認知症声掛け訓練やキッズサポーター養成講座の開催ができるよう支援する。

地域での対応が難しい認知症事例について、こうべオレンジチームと連携することにより早期診断・早期対応により住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事の参加や支援、地域ケア会議への参加を通して地域との連携を図る。

民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行って、実態把握を行い、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報の共有を図る。

地域が取り組んでいる災害時要援護者支援・防災訓練、空き家対策等に参加して、地域の情報を収集するとともに、センターとして可能な範囲で協力する。

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関との交流の機会を持てるよう地域ケア会議への参加を呼びかけ、地域と他の機関とも連携で

きるようにする。

常日頃から高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。また、入院時においては、医療機関への情報提供、退院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為に退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。

地域ケア会議で多職種参加型模擬事例検討会を開催し、医療機関からの参加を依頼し、地域関係者との連携を図る。

医療介護サポートセンターとの連携を通して、医師・歯科医師・薬剤師等との連携を強固なものにしていく。

1 1. その他関係機関との連携について

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 舞子あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9時から17時30分とし、時間外や日曜日及び年末年始12月31日から1月3日については、母体法人が設置している舞子の施設（24時間体制）と連携を取り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯を持つことにより緊急時対応に備える。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、保健師または経験のある看護師1名、地域支え合い推進員1名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かしてチームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。また、地域支え合い推進員を中心に地域の見守りの強化、住民主体のフレイル予防活動、地域づくりに向けた側面的支援を行う。

3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して住み慣れた地域において、長く安定した生活ができるように支援体制を整え、地域の総合相談窓口として多種多様な相談に対応できるように地域資源の把握や発掘を行い、情報を整理することにより地域に還元・活用できる体制整備を進める。

日頃から地域に積極的に出向いて顔の見える関係性作りを心掛け、気軽に相談して頂ける関係性や環境作りに努める。地域に出向いた際には、地域住民の生の声にも耳を傾け、こまめに記録に残すことにより課題抽出につなげる。

相談受付内容については、データ管理を行うことにより地域特性を把握し、傾向に応じた対策を検討する。また、丁寧な後追い作業により切れ目のない対応を心掛ける。

多様化する高齢者の課題に対応できるよう日頃から他機関とのつながりを大切にし、相談内容に応じて適切な情報提供や適切な関係機関につなぐ役割を担う。

センターが中心となり介護に取り組む家族をはじめとして、地域の多様な機関、事業所、ボランティア等と必要に応じて関り、ネットワーク構築を推進して、互いの相互作用により相談対応の幅を広げていく。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行う。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行う機会を持ち、身近な相談窓口として認識頂くことにより早期相談・早期介入に繋げる。

悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと密に連携を図ると共に、定期的に被害状況周知を地域やサービス事業所に向けて行うことによりタイムリーな情報発信を継続する。

虐待（疑い含む）通報が入った際には、迅速に実態把握を行い高齢者の安全を確保する。複数名での対応を原則とし、関係機関や行政との連携を密にとり、状況については定期的・随時センター内で情報共有を図

り、各専門職の特性を生かしてチームアプローチの下適切な対応を行う。個人情報については特に慎重に取り扱い、客観性に基づいた冷静な対応を行う。また、養護者が抱え込んでしまい追い込まれないように介護リフレッシュ教室の周知や必要な情報提供を行い、養護者支援の視点を重視する。さらに、ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を行う。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を維持する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の社会資源やインフォーマルサービスについては幅広く情報収集に努め、冊子の情報の更新を行い、相談対応時や各関係機関との共有に活用する。

地域診断を通じた地域課題の抽出や、個別事例・典型事例の検討による個別課題の解決の検討を積み重ねることにより、より具体化した課題解決への取り組みを行う。小地域単位での地域ケア会議を開催し、より細分化した地域の特徴やニーズの把握に努め、地域の強みを生かしながら住民が主体的に地域づくりに参加していけるよう各団体とのパイプ役やマッチング機能を果たしていく。

また、圏域内・委託先居宅介護支援事業所のケアマネジャーや3師会、リハビリセラピスト職員と事例検討会を行う機会を持ち、ケアマネジャーのスキルアップや医療・介護連携の推進に向けた取り組みを実施し、そこから見えてくる高齢者が抱えてくる課題についても共有することを目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

「自立支援」の観点から、高齢者本人が持つ力についてきめ細やかなアセスメントを実施し、各関係機関と密に連携をとりながらケアプランを立案する。

地域に積極的に出向きフレイル予防の普及啓発を行い、住民への意識付けを行う。無関心層や閉じこもりがちの方にも地域とのつながりを持って頂けるきっかけ作りを地域と共に模索し、専門職の協力も得ながら地域での取り組み支援を行っていく。

また、元気な高齢者が地域の中で役割を発揮できる機会を増やせるよう地域のニーズ把握やマッチングを区社会福祉協議会と連携をとりながら行い、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で交流が持てる集いの場や社会資源の活用が活発に行われるよう、積極的に地域に出向き地域の方との交流を深めていく。

地域の課題を住民が主体的に解決していけるような動機付けに努め、より幅広い機関と連携を図りながら住民相互の支え合いや見守りが行えるしくみを地域全体で作れるよう地域力を高める側面的支援を行う。また、そうした地域づくりを行う過程の中で各関係機関とのネットワーク構築をさらに深めていく。

こども・若者ケアラーの支援についても、地域の関係機関と共同で少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見、支援できるようにしていく。また適切に対応できるように情報共有、課題整理、今後の対応を速やかに関係機関で連携し可能な対応、支援を実施していく。

実態把握事業についても切れ目ない支援を行い、必要時こまめにセンター内で情報共有することにより統一した対応をとり、センター内各専門性を発揮しながら適切な関係機関や制度に繋ぐタイミングを掴む。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発を継続し、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）」や「認

知症高齢者見守り訓練」の実施、地域ケア会議やケースカンファレンスによる認知症の事例検討を通して認知症に関する理解を深める機会を持ち、互いに助け合える地域づくりを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療および介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には、引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。民生委員も高齢化が進んでいるため、「支援者を孤立させない」支援を行うため、日頃から顔の見える関係性づくりを行うよう努める。個人情報保護の観点を守りつつ、民生委員とケアマネジャー・サービス事業所等介護保険事業所との連携がスムーズかつ密に行えるような体制構築を目指していく。

ふれあいのまちづくり協議会や老人会・婦人会その他の地域団体とも日頃から接点を多く持ち顔の見える関係性を作り、気軽に相談して頂ける存在となる。

10. 医療機関との連携について

地域の高齢者が安心して自立した生活を送れるよう健康維持の重要性を周知し、かかりつけ医や専門医による受診を推奨して日頃から健康に配慮した生活を送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会やリハビリ職・栄養士等との連携を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心掛け、各区に配置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携を図る。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、介護医療サポートセンター、NPO法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、店舗、銀行、郵便局、協力事業者等幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体との連携の下センターの対応力向上を目指していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：東垂水あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24時間体制で取り組みます。具体的には、センターでは担当者の勤務を8時から18時とし、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18時から翌朝8時においては、併設の施設の事務員または宿直職員が電話対応します。土・日曜日、祝日、年末年始も交代で勤務しています。緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、センター内で話し合いを行い、チームで対応するように努めています。個人ケースや相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行いセンター内で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行ってまいります。また市内の新型コロナウイルス感染者が増加した際には、出務者を調整し対応してまいります。

2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師2名、②社会福祉士3名、③主任介護支援専門員2名、④地域支え合い推進員2名、⑤プランナー2.0名を配置し常勤としています。センター業務の質を向上させるために各種研修に参加し、センター内で復講研修を行っています。

センター内での勉強会も計画・開催しており、各職員の資質向上・自己研鑽に努めています。定期的開催される法人内勉強会にも参加しています。

3. 総合相談支援業務について

地域団体等や地域住民にセンターの役割を周知してもらい、より早期に相談が入ってくるような体制を構築していきます。地域の行事や会議などを通じて広報し、より相談しやすい窓口を目指します。また保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的のケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。面接時は職員が各種相談に対し緊急性の判断、必要な関係者との連携がスムーズにできるように面接技術の向上も行います。

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の居宅介護支援事業所・サービス提供事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、地域高齢者の情報収集に努め、消費者被害の実態把握を行ないます。神戸市内の消費者被害については、チラシ等を作成し定期的に地域住民へ情報提供を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、迅速にチラシを用い発生地域周辺について重点的に注意喚起を行ないます。また、地域の給食会や集いの場等に参加し、消費者被害についてレクリエーションやチラシ、パンフレットを用いわかりやすく伝えて、身近に起こりうる事と認識してもらいます。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員の定例会等において積極

的に行っていきます。

虐待(消費者被害)ケース発見及び通報時、速やかに実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・センター内で情報共有を行い、役割分担しながら対応します。民生委員や地域の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深めてもらい、あんしんすこやかセンターへ早期に相談して頂けるよう、虐待の防止及び早期発見を目指すための広報啓発を行います。また医院や薬局へのリーフレット設置依頼を行い、多様な家族構成の世帯にも意識を持ってもらえるようアプローチを行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今まで進めてきた地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所・民生委員など関係団体、医療機関が一緒に集う地域ケア会議は引き続き開催する。

地域住民に参加して頂ける、小学校区等小さな単位の地域ケア会議の開催を調整し、地域住民と地域の課題をともに考え、共有できるようにします。

また、個別ケースの地域ケア会議の開催については、地域の課題として共有できるような、事例を取り上げることが出来るように基準を確立し、事例を通して地域課題の抽出と解決策が検討できるようにします。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは新型コロナウイルスの状況を勘案しながら、2回の開催を目標とし、各社会資源と連携体制の構築を支援するとともに、課題解決に向けた考え方や専門性や知識を持つことが出来る様に個々の介護支援専門員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じた情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能を軸に、社会的関係の築き方の状況や取り巻く諸環境等をおさえながら、介護保険サービスにとどまらず、介護が必要な状態になることを予防します。

また、コロナ禍でフレイルのリスクが懸念されており、適切にフレイル予防の啓発を行うとともに、地区診断を基に、介護予防の啓発を行います。そして、個々の生活機能向上を把握し、適切な評価・見直しを行うことで、本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、サービスが包括的・効果的に提供されるよう支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の整理・実態把握を行います。また住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源について地域課題として住民と共有する機会を持ち、住民の主体性へつなげていきます。コロナ禍の中で活動している、既存の地域のつどいなどの開催状況の確認を行ないつつ、必要時支援を行い、今後も継続してけるよう担い手の育成等について主催者との話しあいを行います。また集いの場助成事業についても、必要時住民へ説明し、新たな活動のニーズ発掘を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族にかかわり、支援していくため地域における医療・介護の連携を進めていきます。また、地域の方の認知症への理解を深める為認知症サポーター養成講座の推進や、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発を行っていきます。声かけ訓練や認知症サポーター養成講座に関しては、昨年度実施した地域に今年度も引き続き実施の依頼をし、訓練や講座が住民の自主的な活動の

機会となるよう働きかけていきます。そのほかの地域に対しても、新型コロナウイルス感染症の情勢を見ながら、地域の実情に応じて実施を促していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事に積極的に参加し、民生委員をはじめとするふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。民生委員とも顔合わせや情報交換を行なう事で、信頼関係を築きます。これまで顔合わせを行った自治会や地域団体との関係性を深め、支援が必要な高齢者の早期発見に向けた取り組みを共に考えます。今後も引き続き、小地域支え合い連絡会など小地域ごとの支援者が集まる機会を企画し、地域支援者同士が上手く繋がり、個々の負担が軽減し、地域全体で高齢者を支えられる様支援していきます。民生委員の交代もあったため、民生委員と地域のケアマネジャーとの交流の機会を作り、支援者同士のネットワークづくりを行ないます。方法として CM と民生委員との顔合わせの場を設けたり、書面等を通じた情報共有を行ないます。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関にセンターの役割（地域の総合相談窓口）を理解してもらうように努めます。個別ケースを通して、必要に応じ直接医療機関へ伺い、現在の状況及び予後について医学的見地からの情報を収集します。身体状況や利用者を取り巻く環境等を伝え共有し、介護予防支援計画に生かしていくと共に関係を強化し、高齢者が医療を受けながら住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、連携を図りながらサービスが円滑に提供されるよう支援します。

また引き続きセンターが主催する地域ケア会議において、医師・歯科医師・薬剤師等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。

11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、サービスが有機的に提供できるように行政、その他の保健・医療・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会等）、医療介護サポートセンターと協働します。また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、センター内で定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 垂水名谷あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・ 同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた24時間相談を確実に受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・ 夜間相談の可能性や緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行い、緊急時の体制を図る。
- ・ 担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ・ 法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。

新型コロナウイルス感染症予防対策

- ・ 職員：毎朝検温を行うと同時に体調不良時には自宅待機を行う様に徹底する。手洗い、手指の消毒を頻回に行い適切にマスクの着用を行う。
- ・ 事務環境：1時間毎の換気、事務所内、相談室等は1日2～3回以上の消毒を実施。
事務所や相談室など、人との間隔を1m以上あける。
- ・ 対象者：居宅へ訪問の際にはその日の体調等の確認、マスクの着用・手指の消毒を行うなど「居宅訪問手順」に沿って感染予防に努める。

2. 職員の配置について

- ・ 資格・職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。
- ・ 地域包括業務、予防支援業務の充実を図るべく、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、認知症地域支援推進員（兼務）、介護支援専門員（予防業務プランナー）と事務員の配置。

3. 総合相談支援業務について

- ①初期段階での相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。また入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
- ・ 土曜日を含め、電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように1名以上のセンター職員を在室できるように体制をとる。

- ・ 電話や来所等での相談に対して当日または、翌朝にはセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討しながら対応する。
- ・ 既存の支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。
- ・ 本人・家族・近隣住民等からのさまざまな相談を受けて、その内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
- ・ 地域行事に参加や関係機関への訪問により、相談会の実施や関係者との顔の見える関係づくりを継続し、問題の早期対応に努める。
- ・ 地域で開催される夏祭りや中学校での文化祭にセンターの広報と認知症広報啓発の相談窓口の機会を設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

4. 権利擁護業務について

①権利擁護全般

- ・ 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない 困難な状況にある高齢者が安心して生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

②成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- ・ 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。成年後見市長申し立て制度が円滑に利用できるように、区あんしんすこやか係へ相談、連携する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等活用し給食会や地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③高齢者虐待への対応

- ・ 地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待・認知症に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事等で啓発する。又、居宅介護支援事業者に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- ・ 相談窓口としてあんしんすこやかセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す。
- ・ 虐待の相談・通報・届出を受理した場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」や、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」を遵守し、センターで組織的に判断、区あんしんすこやか係へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④困難事例への対応

- ・ 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の支援困難事例を把握した際には、センター職員が相互に連携を図り、4職種で対応を検討し、居宅介護支援事業者やサービス提供者や地域住民、区あんしんすこやか係等関係機関とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し見守り等必要な支援を行う。

⑤消費者被害の防止

- ・ 訪問販売によるリフォーム業者などからの消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と情報交換をする。
- ・ 住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合、神戸市消費生活センターへ相談し、家族や支援者

とも協議しながら役割分担し対応する。また神戸市へも報告を行う。

- ・ 給食会や地域行事等で被害情報を匿名化し地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 地域ケア会議を開催し地域の強みや課題を情報共有する。それぞれの困りごとやテーマを持ち寄り地域住民や関係機関と地域課題を共有しそれぞれの立場で出来ることを話しあい「顔の見える関係」「個別課題の検討機会」「ネットワーク構築」「地域づくり」「地域課題を共有・検討機会」の場づくりを行う。

- ・ 地域の介護支援専門員から相談を受けやすいよう、又介護支援専門員同士が情報交換を図れるよう、ケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。集約した意見は、新たな企画や区開催の研修開催等へ繋げる。新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴い、ウェブ環境を用いた研修会を実施し、ケアマネジャーの支援を行う。
- ・ 地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、区内センターで作成したリストを配布する。
- ・ 介護予防プランを通じて日常的個別的相談助言を行う。
- ・ 地域の事業所間の連携を図るため連絡会を開催し、民生委員等の地域支援者、えがおの窓口、サービス事業所、医療機関等、その他関係者が集い、顔の見える関係・検討機会・情報交換会の場づくりを行う。

② サービス提供事業者等について

- ・ エリア内連絡会の開催や事業所が主催の「事業者連絡会」へ必要時に参加し、行政や地域からの情報や課題を共有する機会を持ち、地域での暮らしを共に考え住みよいまちづくりに取り組む対応を求めている。
- ・ 小規模多機能居宅介護やグループホーム、特養、デイサービスへの運営推進会議に参画し、地域に密着したより良いサービスになる様に、また地域に開かれ地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

③ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言

- ・ 地域の介護支援専門員の個別相談を受けやすくし、委託業務などを通じ日常的な業務の円滑な実施を支援する。またでケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。必要時地域ケア会議への出席や区主催の他職種事例検討会を通じ介護支援専門員相互の情報交換などを行う場を設定する。それにより介護支援専門員のネットワークが構築されその活用を図る。
- ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜あんしんすこやかセンターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 給食会やモーニング喫茶に定期参加することで高齢者から直接相談を受けやすい「顔の見える関係」を維持する。また、介護予防教室等の開催の機会とする。
- ・ 個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
- ・ 災害避難情報を高齢者に意識してもらえるようにサービス担当者会議等で家族や支援者等と災害に備えた話し合いを実施する。また、ケアプランに「災害時の緊急連絡先」「避難所」を記載し、日常的に目に付きやすい場所に掲示する。

- ・ 要介護認定・総合事業で非該当のサービスが利用が出来なくなった高齢者の情報が居宅介護支援事業所から提供された場合、地域での見守り希望の有無について情報提供が得られる様に、情報共有を行い必要時に継続的な支援を行えるよう情報の整理を行う。
- ・ 地域福祉センターなどの地域行事に参加し、日頃からふれまちや民生委員・友愛訪問ボランティアとの関係作りを行い高齢者の相談など実態が把握しやすい関係を維持する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ あんしんすこやかセンターを中心として、民生委員等と顔の見える関係作りを維持し、個々の見守りから地域住民同士で見守り支え合う体制を推進していく。
- ・ 高齢者等が、地域の中で安心して生きがいを持って生活することができるよう、常に担当地域の現状と課題について意識し、「居場所・活動の場づくり」を支援し、継続的に住民が主体となったコミュニティ育成の支援を行なう。
- ・ ふれまちや民生委員主催の各給食会、集会所におけるコミサポや各種クラブ活動等への支援。
- ・ 住民主体のカフェへの参加等、各コミュニティグループの活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図ることのできる場づくりとして、継続支援を行う。
- ・ 男性の集いの場やカフェのない地域に対して住民からの声を元に立ち上げた『映画会』『ダーツ』『麻雀』の継続支援を行なう。
- ・ 生活支援サポーター・地域の支援者等と地域のニーズを繋ぎ集いの場の新しいコミュニティづくり支援を行い増やす。
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行拡大につき、感染対策に留意した方法で集いの場の立ち上げを検討する。
- ・ 垂水区の坂道の多い特性を踏まえて、フレイル予防、フレイル改善に対する取り組みを実施する。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域資源ネットワーク構築

- ・ 地域に住む認知症高齢者やその家族への理解を広め暖かく見守ることのできる地域づくり、また認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりを目指す。
- ・ 地域のマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化して有効な支援を行う体制の構築を図る。そのために神戸市、垂水区あんしんすこやか係、垂水区社会福祉協議会、介護医療サポートセンター、オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医、認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図りながら、認知症サポーター養成講座の開催、認知症理解の啓発研修の企画運営、『認知症高齢者声かけ訓練』『神戸市安心登録事業』を通じたSOSネットワーク作りを実施する。

①圏域内で『認知症高齢者声かけ模擬訓練』を繰り返し実施することで認知症への理解を促進する。

- ・ 24年度に開催したエリアにて開催予定。

②認知症についての理解を広く地域へ促進させるために地域住民が参加しやすい場所（各地域福祉センターや集会所・法人施設等）を利用して『認知症サポーター養成講座』開催の充実を図る。

- ・ 中学2年生を対象にトライやるウィークの事前学習の位置付けで行う。
- ・ P T Aや地域のスーパー、集いの場などでも認知症サポーター養成講座ステップアップ講座の開催をする。

③異世代への理解促進の為、夏祭りや中学校の文化祭に参加しチラシの配布をする。また文化祭へ出展し認知症について分かりやすく伝える機会を持つ。

④『神戸市高齢者安心登録事業』の制度を居宅介護支援事業所等に広報啓発することで登録数を増し高齢者が住みやすい地域を作る。

⑤認知症で困っている地域では地域ケア会議を開催し、対象者を包括的に支えられるよう、地域住民や関係機関と話し合いの場を持つ。

9. 民生委員等地域との連携について

① 地域見守り活動の支援

- ・ 単身高齢者世帯・老老世帯の情報管理などの収集を行う。サービスにつながっていない高齢者について実態把握のリストを作成する。
- ・ 民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有し、特に対応困難な事例などについては、お互い協力しながら積極的に支援し関わりを担う。
- ・ 地域住民や家族、地域の介護支援専門員等からの相談に応じ、介護保険サービス、総合事業、介護保険外サービス、障害者福祉施策、生活保護制度等の公的福祉サービスとの調整支援を行う。
- ・ 地域での給食会やモーニング喫茶等に参加し情報収集を行ない、問題を地域の支援者と共有し課題解決支援を行う。必要時地域ケア会議を実施し、コミュニティ支援を行う。
- ・ 『要援護者支援』、ボランティアグループ等の定例会に参加し助言アドバイスや対象者の紹介を行い支援する。

① 相談・通報対応

- ・ 相談・通報があった場合は、センター職員・地域支え合い推進員は民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握し民生委員や他の職員と訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合、内容に合わせて、家族や関係機関等に引き継ぐ。
- ・ 緊急時は家族や区あんしんすこやか係、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

① 暫定的・一時的の訪問活動

- ・ 民生委員からや新たに見守りが必要な単身高齢者等を把握した場合は、介護保険など公的福祉サービスに繋ぐまでの間、地域の民生委員・友愛訪問ボランティア等と協力して暫定的に訪問活動を行う。認知症によりサービス利用の拒否などがある場合はオレンジチームなどの専門機関に相談をしながら支援を実施する。

① 生活情報提供等

- ・ 地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を3ヶ月に1度発行する。また発行の間はセンターで行政等から配布される情報の中から興味関心、必要な情報の配布等を行い介護予防・認知症についての啓発を行う。
- ・ 配布は、地域支え合い推進員の高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他に、小地域支え合い連絡会

やふれあい給食会・モーニング喫茶等の地域行事において行う。地域福祉センター等の施設にも配布する。

10. 医療機関との連携について

- ・ 地域の高齢者が地域で安心して生活する上で医療対応は不可欠であり、早期の検診、受診等を推奨し日頃から健康に配慮した生活が送れる様に健康相談等に対応すると共に介護予防や認知症予防の必要性を広く啓発する。
- ・ 医療介護サポートセンターやオレンジチームに対して相談し、連携をはかり地域での生活の継続に向けた支援を推進していく。
- ・ 地域医療が推進され、老々世帯や独居の認知症やターミナルケア等重度への対応が多くなる中、病院や主治医等を含めた医療機関でのケアカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・ 医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識や実践対応のスキルアップを地域のケアマネジャーと共に図る。
- ・ 介護予防サービス等のプラン作成の際には主治医等と連携を図り、医療情報を活かした支援を行う。
- ・ 主治医や入院先病院等からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達し、在宅での生活がより密着した医療と介護の連携支援となる様にする。
- ・ 垂水区地域ケア推進検討委員会へは区内のセンターが交代で出席し情報を共有することで多職種連携の強化を図り地域包括ケアの充実に取り組む。
- ・ 個別のケース検討会議や地域ケア会議に主治医や病院MSWの参加を依頼し、顔の見える関係づくりや在宅生活を送るうえでの意見をもらう。

11. その他関係機関との連携について

- ・ あんしんすこやかセンターの役割を圏域エリアの居宅介護支援事業所やサービス事業者だけでなく、スーパーや郵便局・銀行、医師会や警察・消防・多職種関係機関へ訪問しパンフレットを活用し伝え、相談しやすい関係づくりに努める。またイベントポスターやビラ配りを通じて地域住民への啓発活動にも繋げる。より地域に密着しているふれまちや民生委員、婦人会等が主催する連絡会や行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりや地域全体の意見や情報の集約を行う。
- ・ 認知症高齢者声かけ訓練の際も、地域住民や商店等に対して広く広報啓発を実施する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・ 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はあんしんすこやかセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者を選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・ 正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 平磯あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針と法人での感染症対応の取り決めに
遵守し全ての運営を実施していく。

- ① 同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、夜間も含めた24時間相談を確実に受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を明確化し、職員にも周知を図る。
- ② 夜間相談の可能性や緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行い、緊急時の体制を図る。
- ③ 担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ④ 法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。
- ⑤ 職員個人とセンター全体のスキルアップ
 - ・ 必要な研修の参加とセンター内では定期的にテーマを決めた勉強会を行い、又事例検討会も適宜開催し自己研鑽する。
 - ・ 自己研鑽することによってセンター全体の質の向上に努める。
- ⑥ 個人情報保護の為に、個人情報の重要性を認識し個人情報保護法等を遵守する。ケースファイルは鍵のある棚に保管し、又パソコン内の個人情報のデータが漏えいしないようなセキュリティ対策を講じている。他事業所や関係機関に情報提供する場合は、神戸市の規定に基づき最小限の取り扱いをする。
- ⑦ 職員の健康保持・増進の為に定期健康診断の実施、インフルエンザ予防接種の実施、毎日のラジオ体操の実施をする。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から法人での訪問ルールを徹底し地域事業の参加、訪問をする。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士（等）、地域支え合い推進員の4職種を配置する。また、4職種が個々の専門性を活かしチームアプローチを行いながら様々なケースに対応していく。

3. 総合相談支援業務について

- ① 支援を必要とする高齢者を把握し、様々な相談を受けどのような支援が必要か検討し、適切な機関やサービスに繋げるように努める。
- ② 本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し必要に応じて実

態把握のための訪問をする。

- ③ 相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し自己解決をしていただく。必要に応じて関係機関へ繋ぐ。
- ④ 継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握を行い個別の支援を行う。
- ⑤ 要介護認定とサービス利用の相談があった場合は対象となる高齢者の状態や希望するサービスに応じて地域支援事業や地域主催の事業の利用にも繋げる。

4. 権利擁護業務について

権利擁護は、高齢者の心身の状況・経済的な問題・家族間の人間関係等、複雑な問題が絡むことが多く、デリケートで専門的な対処を要することから、社会福祉士はもちろんのこと、4職種が協働し関連機関と連携するように努める。

① 成年後見制度の活用について

- ・パンフレット等の資料をセンター内の所定場所に保管する。又、事例や研修等の情報をセンター内で共有し、各センター職員が適切に制度の活用を行う。
- ・成年後見制度の利用支援については介護リフレッシュ教室、各給食会、ふれあい喫茶などの地域行事に出席し参加者に対して、制度の広報に努めると共に、身寄りのない高齢者をはじめ、必要な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポートセンター等の関係機関と連携する。

② 虐待への対応について

- ・神戸市発行のマニュアル『高齢者虐待対応の手引き』を各自保管し内容を把握し適切な対応を行う。事例や研修等の情報をセンター内で共有し、各センター職員が適正に対応する。
- ・センターが相談・通報を受理した場合、早急にセンター内で協議し実態把握（情報収集）を複数で行う。また、垂水区あんしんすこやか係に報告し48時間以内にコアメンバー会議及びケース検討会議を開催し関係機関との役割分担を明確化し、状況の変化に応じて対応方針を区と検討する。
- ・介護リフレッシュ教室、各給食会、ふれあい喫茶などの地域行事に出席し参加者に対して、パンフレットやDVD等を用いて、高齢虐待について広報周知活動を開催し、地域住民の認知を広げる。

③ 消費者被害の防止について

- ・対応マニュアル、パンフレット等の資料をセンター内の所定場所に保管する。又、事例や研修等の情報をセンター内で共有し、各センター職員が適正に対応する。
- ・介護リフレッシュ教室、各給食会、ふれあい喫茶などの地域行事に出席し参加者に対して、必要に応じてパンフレット・DVD等を用いて、消費者被害に遭わないために地域住民の認知を広げる。また、地域での消費者被害の情報を把握し住民に提供することで生活トラブルや消費者被害を予防する。
- ・地域支え合い推進員と協力して、地域支え合い推進員情報誌『ニコニコはあと』で消費者被害について掲載することでの周知を図る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が自立支援型のケアマネジメント業務が行えるための支援をする。

- ① 包括的・継続的なケア体制
 - ・ 地域ケア会議を開催し医療・保健、福祉・介護の関係者、民生委員、ボランティアなどの連携体制を構築する。
 - ・ 多職種の専門性を理解し顔の見える関係性を強化する。
 - ・ インフォーマルなサービスについても、社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報を提供する。
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用について
 - ・ 居宅の介護支援専門員が日常的な業務を行うにあたり、介護支援専門員相互に情報交換ができ、円滑に業務が進められる様、研修等を開催し関係作りを行う。
 - ・ 圏域内や委託関係のある事業所を対象に連絡会等開催し、勉強会・情報共有や相談しやすい環境づくりに努め、ケアプラン作成への助言やサービス担当者会議開催の支援等、専門的な視点で個別指導、相談に対応する。
 - ・ 他の地域包括支援センター職員や関係機関と連携し、居宅の介護支援専門員の資質向上につながる事例検討会や研修会を実施に努める。
(※コロナ禍での開催に対して居宅介護支援事業所へアンケート実施予定とする)
- ③ 支援困難事例等への指導・助言について
 - ・ 介護支援専門員が抱える困難事例について、4職種の協働のもとアセスメントを行い具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め指導助言等を行う。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。
- ④ 日常的介護支援専門員への個別指導・相談
 - ・ ケアプラン作成やサービス担当者会議参加等の個別相談に応じる。
 - ・ 事例検討会や研修等により介護支援専門員の問題や課題を解決できる能力を高め資質向上を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務

- ① 高齢者の自立を支援するための考え方として、(1) ケアマネジメントの基本の再確認 (2) ケアマネジメントプロセスの協働化 (3) インフォーマル資源とケアマネジメントが示されている。この視点をもちケアマネジメントしていく。
- ② 利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようなプランを立てる。「本人ができることはできるだけ本人が行う」ことを基本とし、本人の主体性を大切に生活意欲を引き出すよう心がける。さらに、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業者に委託する場合、神戸市の「適正なマネジメントの指標」に従い、要件を満たしているかどうかを確認する。また自立支援に資するケアマネジメントが行っているかの視点でアセスメント、マイケアプランを確認していく。
- ③ 介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントを行い、フレイル状態にある利用者に対しては※介護予防普及啓発事業など（フレイル改善通所サービスなど）をプランに位置付ける事ができるように心掛ける。※介護予防普及啓発事業：介護予防（フレイル予防）に関する普及啓発を行うため、介護予防に資する基本的な知識を普及するためのパンフレット「いきいきはつらつ自分らしく」等の配布や説明、有識者等による講演会や相談会等の企画など、介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を適宜実施する。
- ④ 居宅介護支援者、主治医、民生委員等関係機関と連携し、効果的なケアマネジメントを実施すると共に、地域や個人の新たな課題を分析し、地域づくりに活用していく。
- ⑤ 居宅の介護支援専門員等から担当利用者が介護保険サービス利用終了時には、地域での見守り体制希

望の有無について情報提供が得られる様に周知を図り、希望のある場合は対応すると共に報告を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みが行えるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

- ① 地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と事業者、商業施設、商店街、住民などの自主的活動も含めた社会資源の把握を行う。
- ② 地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。
- ③ 地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等との顔の見える関係づくりを強化する。
- ④ 域ケア会議にて抽出された地域に求められる社会資源の創設、不足する生活支援活動の立ち上げの支援をする。また、ボランティア等の発掘やコミュニティサポートグループ育成支援事業や居場所づくり型事業を利用したコミュニティづくりに努める。
- ⑤ 生活情報提供等について、支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取り、区内の推進員等と定期的に高齢者向けの生活情報を情報紙として『ニコニコはあと』を発行し、配布は、高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他、ふれあい給食会等の地域行事、地域福祉センター等において行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発を行うため、認知症サポーター養成講座を年1回以上は開催する。
- ② 認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に発見し専門医に繋ぎ認知症の進行を防ぎ適切な支援を受けることが出来るように努める。又繋ぐことが困難であるケース等は認知症初期集中支援チームと連携する。
- ③ リフレッシュ教室を通じて家族の介護負担軽減等の支援に努める。
- ④ 高齢者安心登録事業を普及させる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 民生委員・児童委員・友愛訪問員とは定期的に小地域支え合い連絡会を開催し、地域の見守り活動の向上、地域課題等について情報交換を行う。又日常的に個別ケースなどで相互の連携を図り信頼関係の強化に努める。
- ② 住民活動の中心的役割を担っているふれあいのまちづくり協議会、関係団体（老人会、婦人会、自治会など）と連携し、フレイル予防啓発・広報活動等働きかけを行う。

10. 医療機関との連携について

- ① 「地域包括ケア」の構築にあたり病院の地域医療連携室（ソーシャルワーカー、看護師等）や地域の居宅介護支援事業所、訪問看護・リハビリ、介護関係者との相互の連携を強化し安心した在宅生活のための多職種のシステム構築、医療と介護の円滑な連携システムを構築する。
- ② 医療介護サポートセンター主催の研修会の参加、情報共有し連携を継続する。
- ③ 認知症の早期発見、早期治療が可能となる為に迅速に医療に繋ぐよう主治医との連携を図る。
- ④ 地域ケア会議へ専門職としての助言する役割を担ってもらえるように日頃から顔が見える関係づくりを行う。

11. その他関係機関との連携について

- ① 多世代の地域住民、民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークの構築に努める。
- ② 圏域内の商店や銀行、郵便局、コンビニ、等へ働きかけを行い「認知症の人にやさしいまちづくり」の啓発、フレイル予防啓発、センターの広報活動に努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① センターは「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し公正で中立性の高い事業を行う。
- ② 介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う際には事業者の適切な情報の提供を行い利用者の意思を尊重し自己決定により選べるように努める。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 本多聞あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の9時から17時30分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、併設の特別養護老人ホームの宿当直者が対応し、必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置しているために、市民からの相談が適切に対応できる。

センターの運営方針・運営要綱・各種マニュアルは、全職員で確認する日を設けて確認を行う。

感染対策等緊急時対応は、職員全員で正しい情報を共有し冷静適格に、また、必要時には時差出勤等も取り入れるなど柔軟な対応が行える体制を整えます。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために、看護師・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置。虐待ケースや困難ケースの対応は、4職種がそれぞれ専門分野から意見を出し合い、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

2圏域に分かれ業務を行うことを基盤にしながら、重点的に対応が必要なケースにおいては両圏域で把握し柔軟な対応を行えるよう情報共有を行います。

3. 総合相談支援業務について

相談者、相談内容について、年々多様化しており、高齢者本人の介護問題だけではなく、家族も含め問題を抱えているケースが増えてきています。関係者間で情報共有し、一緒に考えていく姿勢を持つことで、身近に感じてもらえ、地域に根付いたセンターを目指し、多様な問題や課題に対応できるように努めます。

4. 権利擁護業務について

コロナ禍という特殊な状況に置かれ、世の中全体で外出や他者交流の機会が激減しています。特に介護者を有する世帯は、閉鎖感から介護ストレス、については高齢者虐待といったリスクが高まる事や、独居高齢者世帯でもコロナワクチン等に絡めた特殊詐欺の手口に騙される事等が危惧されます。このような権利侵害を未然防止するため、注意喚起や見守りを、平常時より特に気をつけていただけるよう、民生委員や地域の連絡会、介護関係事業者に向けて呼びかけます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域で1住民として顔見知りの地域住民とともに助け合いながら認知症であってもそれぞれが自分らしい生活を楽しめるように医療や介護等専門機関だけでなくふれまち、民児協等地域の関係機関との連携を深めお互いが見守り、見守ってもらえる地域としてネットワーク構築を目指します。圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に知識、技術の向上、社会資源等の情報提供、情報共有の場として勉

強会や交流会をコロナウイルス感染予防対策、方法を考慮して開催し個別事例の相談についても同行訪問や情報提供等の後方支援を行い利用者や地域住民への援助にもつながる様に体制を整えます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

認定の有無に関わらず、高齢者一人ひとりが多種多様な視点で地域資源を活用して、住み慣れた地域で、その人らしく生活できるように支援していきます。また、支援が必要になった場合も、自己決定、自立支援を基本とした支援を行います。自主的に実践できる目標を引き出したケアマネジメントを行います。健康寿命の延伸を目標に、コロナ禍の影響を受けたことにより新しい生活様式を実践し、介護サービスに偏らず、フレイル予防・改善、歯科・歯科医師会と連携し口腔ケア向上を目指して支援していきます。地域の中で介護予防の役割を担える人材も発掘していけるように努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

昨年度は、コロナ感染の影響で飲食を伴う集いの場の活動が行えず、閉鎖の決断をする既存の集いの場が相次ぎました。地域でのつながりが途絶えないようにするため、集いの場の復活や立ち上げを支援していきます。地域住民が主体となり、高齢者が孤立しないように、ご近所同士で気に掛け合い、日常的な見守りと助け合いが行える地域となるよう、地域住民や地域支援者と情報共有や意見交換を行っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

第8期神戸市介護保険事業計画の重点目標のひとつである「認知症の人にやさしいまちづくり推進」の実現には、認知症の人とその家族に対する理解の促進や、地域で必要とする支援の充実が必要です。そのために地域住民へ向けて、「神戸モデル」の啓発や認知症サポーター養成講座、声掛け訓練を適時計画・開催を行います。認知症に対する理解を深めていけるよう、地域に密着した商業施設への連携を図ります。

9. 民生委員等地域との連携について

小地域支え合い連絡会の開催により、困りごとや地域課題の情報共有を行い、日頃から連携し合える体制を築きます。見守り活動に関して、見守る側もコロナ感染の不安から訪問や連絡が途絶え、独居し・孤独死が起きました。コロナ禍の中、地域住民や民生委員だけ見守りにならないよう、見守り協力事業者や薬局、医療機関ともネットワークを強化し、見守りの目を増やしていくことを目指します。

10. 医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと区内西部4センター共催で開催している医療介護連携研修会も令和2年度は、コロナウイルス予防対策強化のもと12月に1回開催することが出来ました。With コロナという新しい生活様式を踏まえ、コロナウイルス感染対策や感染に対する不安等医療関係者と介護支援専門員とのより一層の連携、情報共有が重要になると考えられます。今迄の参集型だけでなくオンライン等新しい形での意見交換、情報共有に積極的に取り組み、より深い関係性構築により援助食として利用者、地域住民に情報発信を行い安心して相談できる体制強化に取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

高齢や障がいがあっても住み慣れた地域社会の中で、自分らしく生活を楽しみ、居場所と役割を得て暮らすことができるよう、多世代の地域住民、医療・教育機関、金融機関や商店、保健センターや警察・消防、民生やふれまち・自治会など地域の様々な関連機関と連携していきます。感染予防など新しい生活様式での居場所作り、8050 や虐待、認知症など徘徊や保護のケースにおいても多機関と連携していきます。地域住民や関係機

関と情報共有しネットワークの構築に努めていきます。また、新型コロナウイルス対策として行政や医療機関からの必要な情報についてご利用者を始め地域に発信し周知できるよう努めます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターが公益性の高い機関であることをセンター職員が自覚し特定の事業所に対してサービス提供の偏りや利用者への不当な誘因につながらない様にフォーマル・インフォーマルを問わず利用者が自己決定により個々のニーズに適応した最適なサービスを提供できるように公正中立な立場で活動を行います。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：舞子台あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・ 職員は、あんしんすこやかセンター運営方針、運営要綱、実施要領、あんしんすこやかセンター業務に関するマニュアルに基づいて業務を行なう。上記のあんしんすこやかセンター業務の各根拠規定について、職員は必要時に確認する他、年に1回は各自で全内容を査収する。
- ・ 365日、24時間相談を受けることを可能にするため、転送で受電可能な携帯電話も活用する。

2. 職員の配置について

- ・ 保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置する。4職種は連携を密にとり、センターとして機能的に業務を行なう。
- ・ センター開所日に毎朝開くミーティング、週に1回開く4職種ミーティングを通じて、職員間で各業務に関するコンセンサスをとる。
- ・ 神戸市必須外研修であっても、可能な範囲で職員は出務して、業務の質の維持、向上に努める。

3. 総合相談支援業務について

- ・ インテークをとったケースは全て、翌朝のミーティングで情報共有を行なう。継続支援が必要なケースでは、生活アセスメント（生活課題の抽出を含む）を行なう。
- ・ ケースの個別性に応じて、フォーマル、インフォーマルを問わず、効果的な社会資源にクライアントを繋ぐ。
- ・ インテークをとった時点で緊急性の高いケースでは、センター内の緊急時対応マニュアルに基づいてカンファレンスを行ない、速やかに危機介入アプローチに移る。
- ・ 圏域内のインフォーマルサポート（住民主体の集いの場や生活支援の活動団体等）を新たに確認した場合は、センター内で情報の共有と整理を行なう。

4. 権利擁護業務について

- ・ 地域の集いの場や個別ケースの訪問時には、消費者被害事例の広報や啓発を繰り返し行い被害の防止に繋げる。
- ・ 自助、互助だけでは権利侵害が解消されない困難事例（セルフネグレクトを含む）、消費者被害、虐待のケースでは、フォーマルサポートの活用も支援して、クライアントの権利を擁護する。
- ・ 権利擁護業務でクライアントを適時、円滑にフォーマルサポートに繋ぐために、職員は各種制度、施策の内容（根拠規定、効果、利用要件、利用手続き手順、利用者負担）を正確に認識する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ センター職員として、公益性、地域性、共同性の視点を持つ。

- ・ 継続して個々の高齢者の変化に応じた包括的、継続的なケアマネジメントをケアマネジャーが実践できるよう、センターは地域や関係機関とのつなぎ役（地域の通訳）に徹する。ケアマネジャーからの相談に対してタイムリーなサポートを行うために、ケアマネジャーから持ち込まれる相談内容の傾向を分析する。
- ・ ケアマネジャーからの相談については、ケース課題を分析し、何に困っているのか、どのような資源があれば良い支援ができるのか？などをセンター内で協議し、必要時はケアマネジャーと事例検討など情報交換の場を設ける。また、地域に提案が必要な事案については地域ケア会議を行い、協議する。
- ・ 年度末には包括的、継続的マネジメントについてセンター内で評価を行い、次年度の計画に生かす。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 介護保険法や運営基準マニュアルを遵守して、介護予防支援業務や介護予防マネジメント業務を適時適切に実施する。
- ・ コロナ禍で閉じこもりの方が増えているため、フレイル予防を積極的に行う。集いの場や介護リフレッシュ教室、訪問時等、日頃の業務の中で、対象者を利用者本人のみならず、家族等を含めた高齢者全てを対象とし、パンフレットを用いて、フレイル予防の啓発を行う。
- ・ 委託事業所において適切な介護予防支援業務が行われるよう、必要時、社会資源の情報提供や相談対応を引き続き行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ 圏域内地区で年に2回ずつ、小地域支え合い連絡会を開催する。センターからは広報を行なうとともに、民生委員から地域で暮らす高齢者の実情を聞き取り、地域ケア会議に繋げる。
- ・ コロナ禍の中、地域のコミュニティ活動が不活発にならないよう、グループを支援する。また、必要に応じて垂水区社会福祉協議会と連携を図っていく。
- ・ 「コミュニティ活動の立ち上げや運営を担うリーダーを発掘する視点」を常にもち、センター業務を行なう。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・ 中学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代へ認知症理解を促進する。コロナ禍で開催困難な場合は、来年度に向けての足掛かりとなるよう関係機関にアプローチを行う。
- ・ 高齢者声かけ訓練を行うことで、認知症への理解を促進し、見守り体制の整備を行う。
- ・ 居宅支援事業所へ介護リフレッシュ教室を広報し、見学等を勧めていくことで、ケアマネジャーへリフレッシュ教室の理解を促していく。
- ・ センター職員が圏域内のオレンジカフェに参加し、情報提供や相談対応を行うことで、認知症の理解を促すとともに、本人、家族、地域住民の繋がりができるように支援を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 民生委員等と対象高齢者等について情報交換や、支援が必要な人を地域の支え合い活動に繋ぐことが出来るよう、良好な関係づくりを行なう。
- ・ 暫定訪問活動を行ない、見守り活動や介護保険サービスに移行できるよう支援を行なう。
- ・ 民生委員や自治会の方の負担が過度にならないよう、自助、互助だけでは生活が立ち行かないケースでは、活用が見込まれるフォーマルサポートに速やかに高齢者を繋ぐ。

10. 医療機関との連携について

- ・ 個別のケース支援を通じて、医療機関との連携を深めていく。自宅での生活状況や課題を医療機関に情報提供することで、適切な医療に繋げる。
- ・ 医療ニーズが高く、在宅での健康維持が困難な場合は必要に応じて、入院相談も含めて医療機関と連携をとる。
- ・ 入退院時には入退院連携シート等を積極的に活用し、医療機関との連携をスムーズに行う。
- ・ 垂水区西部地域のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターとの共催により、病院相談員との情報交換を行う。

11. その他関係機関との連携について

- ・ 生活に困難を抱える高齢者の早期発見、地域生活を送る高齢者の生活ニーズの把握にも繋がることから、ふれあいのまちづくり協議会の委員会、自治会や老人会の定例会にもできるだけ参加する。
- ・ 高齢者声掛け訓練や認知症サポーター養成講座を通じて、多様な機関、団体の方にセンターの機能や役割についても知って頂く。
- ・ 担当する高齢者の個別性に応じて、法律の専門職、NPO、市営住宅管理会社等の関係機関とも連携を取り、高齢者が営む地域生活を安定的、継続的に支援する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 地域包括支援センターの運営費用が介護保険料や国、地方公共団体の公費により賄われていることを、各職員は十分に認識して業務に取り組む。
- ・ 上記事項については年に数回、センター内ミーティングで認識を共有する。
- ・ センター業務の公正、中立性を確保する為に、神戸市地域包括支援センター運営協議会の評価を受ける。

令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 神陵台あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

- ・ 運営時間は原則として月曜から金曜(午前8時半～午後5時半)土曜日(午前9時～午後5時)として祝日も運営します。日曜日と年末年始(12月30日～1月3日)の休日や運営時間外の対応は管理者が転送電話で対応をいたします。
- ・ 訪問等でセンター内が不在となる場合は、電話を転送して対応いたします。
- ・ 災害時においては4職種を中心として可能な限り出務し相談支援に努めます。

2. 職員の配置について

- ・ 運営管理者兼主任介護支援専門員 1名
- ・ 社会福祉士(介護予防支援管理者兼務)1名
- ・ 保健師(看護師) 1名
- ・ 地域支え合い推進員(社会福祉士)1名
- ・ 主任介護支援専門員 1名

センター職員として行政の配置基準に従い必要数を配置し、介護予防ケアマネジメントについては全員が兼務します。今後、介護予防プランナーを配置していく予定です。

3. 総合相談支援業務について

高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な資源に繋ぎ支援します。

- ・ センターへの電話や来所による相談に加え、ご自宅を訪問しての相談支援を行います。また、遠方や坂道などセンターへの来所が困難な地域での相談会の実施、各地区の地域行事に参加し定期的に相談会を実施します。
- ・ 商店会の中の立地を活かし、神戸市からの様々な情報を発信してセンターの広報・啓発活動を行い、また各地区の地域行事でセンターの役割についての説明の機会をいただき、高齢者にとって身近な相談しやすいセンターとなれるよう取り組みます。
- ・ 地域住民の集いの場に足を運び、高齢者の生活状況や困りごとを把握します
- ・ すべての相談内容は職員間で速やかに情報共有を行い、円滑な支援に繋がります。
- ・ チームアプローチを行う上で必要なカンファレンスやミーティングを実施し、専門職間で連携を図り支援します。

4. 権利擁護業務について

- ・ 高齢者虐待については地域住民、民生委員、自治会、居宅サービス事業者等と連携を図り、早期発見、早期対応に努め、勉強会の開催により虐待の定義を理解することで本人、家族の気づきを促します。
- ・ 高齢者虐待の報告や相談があった場合には速やかに情報収集と事実確認を行い垂水区あんしんすこやか

係に報告しチームアプローチにて対応いたします。

- ・ 成年後見制度についてはチラシを配布する等の啓発活動を行い、相談については適切な機関に繋ぎ、また金銭管理が困難となってきたりおられる独居高齢者に対しては日常生活自立支援事業に繋ぐなどの支援を行います。
- ・ 消費者被害についてはセンター前でのチラシ配布や地域行事に参加して地域住民に対し啓発活動を行うなどの情報を発信し未然に防げるように努めます。消費者被害に対する相談については垂水区あんしんすこやか係に報告し被害を最小限にとどめられるよう支援します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ 圏域内の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりに努め、介護保険サービスなどのフォーマルサービスのみならず地域の多様な社会資源を活用し介護予防の視点で関わられるよう支援します。
- ・ ケアマネジャーが抱える困難ケースや地域内の解決困難な事例には地域の多様な職種で関わり支援します。また地域課題として地域ケア会議で検討し問題解決に向けて努力します。
- ・ ケアマネ連絡会の開催によりケアマネジャーの交流を深めることで連携を強化、情報を共有しケアマネジメントの質の向上を目指します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 介護予防支援の必要な方に対して自立支援を尊重し生きがいをもった暮らしができるよう支援いたします。
- ・ 介護予防ケアマネジメントには地域資源やインフォーマルサービスを位置づけ、地域で支え合う基盤が構築できるよう取り組みます。
- ・ 委託事業所のケアマネジャーに情報を提供し、地域資源を知っていただけるよう努めます。
- ・ 介護予防支援事業所として円滑に業務が遂行できるよう、研修会への参加や知識の習得など自己研鑽に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ フレイル予防活動として健康測定会の実施、地域内のセラピストと連携し体幹を鍛え自宅でも取り組める運動メニューなどを作成し介護予防啓発活動に取り組みます。
- ・ 地域内の薬局や薬剤師、管理栄養士と連携し、給食会や集いの場での簡単な食事メニューの紹介や栄養指導を行い、栄養面からのアプローチを行います。
- ・ 見守り活動として、ふれあいまちづくり協議会や民生委員、自治会と連携をはかり高齢者の見守りを行い、地域住民のあらゆる集いの場に参加して現状把握を行います。
- ・ 社会福祉協議会との連携により集いの場づくりの支援を行います。
- ・ 坂の多い立地にて外出先が限定されてしまう傾向にあるため、コミュニティバスなどの移動手段について検討し実現に向けて取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・ 圏域内の企業や金融機関、学校に向けた認知症研修の開催、オレンジリングの普及やキャラバンメイトの養成などにより認知症に関する知識を地域内に広め、認知症対応が早期段階から行えるよう神戸モデルの普及に努めます。
- ・ 圏域内の小学校 4 年生を対象に認知症キッズサポーター養成講座の実施し、小学生から両親、兄弟等の周囲の方に伝わることで認知症についての知識を広く周知させ、認知症の方にやさしい地域づくりを推

進めます。

- ・ 介護リフレッシュ教室において認知症専門医の講義を行い、認知症について正しい知識を習得いただく機会を作ります。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 地域支え合い推進員が各地域の定例会や小地域会に地域支え合い推進が中心として関わり、各会の要望やニーズに迅速に対応し、研修会や勉強会を開催いたします。
- ・ 地域や民生委員に寄り添い信頼関係の構築に努め、相談しやすい窓口として認知いただけるよう取り組みます。

10. 医療機関との連携について

- ・ 圏域内の医療機関や薬局との連携をはかりセンターの役割の理解、高齢者虐待、認知症対策 などへの協力依頼を行います。
- ・ 近隣病院地域連携室との顔の見える関係づくり、圏域内のクリニックには定期的な訪問による関係づくりを行い、高齢者虐待の早期発見、認知症への早期対応に繋がります。
- ・ 病院地域連携室との連携により地域住民の円滑な入退院調整や医療から介護へ切れ目ない支援を行い、適切にケアマネジャーや事業所につなぎ支援を行います。
- ・ 地域の訪問看護ステーションや事業者との連携により「暮らしの保健室」のような病気や健康に関する心配ごとを気軽に相談できる相談会を定期的に開催し、地域住民が気軽に医療者とつながることができる機会をつくります。
- ・ 医療・福祉・地域の方が容易に情報交換を行えるよう近隣のあんしんすこやかセンターと連携をはかり、ICTをとり入れた支援の構築に努めます。

11. その他関係機関との連携について

- ・ 集いの場の支援者をサポートし、それぞれの活動が継続できるよう取り組みます。
- ・ 商店会とボランティアとの連携により健康ウォーキングの取り組みをサポートします。
- ・ UR コミュニティ生活支援相談員との連携により UR 公団住宅に居住されている高齢者に対する見守りや介助について助言や必要な支援をします。
- ・ NPO 法人との連携によりゴミ出しボランティア等の社会資源作りをサポートします。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 神戸市の委託を請け負う事業者としての責任を意識して活動します。
- ・ 相談に来られた方に適切な情報を提供できるよう常に最新の情報収集を行い、研修や勉強会への参加により自己研鑽に努めます。
- ・ 毎日のミーティングにより情報共有や意見交換を行い、偏った支援にならないよう配慮し、公正中立な援助ができるよう努めます。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（ ）

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

（本人との続柄）

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

資料3

垂水区

(R2年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)= (A)-(B)	確認書あり					確認書なし						
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による 事業者決定(E)		一覧表提示によ る事業者決定(F)		件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)		本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院 中 (J)	その 他 (K)	その他の理由
桃山台	38	11	27		27	16	59%	11	41%	0					
塩屋	52	9	43	43	32	74%	11	26%	0	0%	0	0	0	0	
東垂水	117	29	88	88	63	72%	25	28%	0	0%	0	0	0	0	
垂水名谷	81	11	70	70	64	91%	6	9%	0	0%	0	0	0	0	
平磯	38	5	33	33	27	82%	6	18%	0	0%	0	0	0	0	
本多間	166	20	146	146	136	93%	10	7%	0	0%	0	0	0	0	
舞子台	96	21	75	75	52	69%	23	31%	0	0%	0	0	0	0	
神陵台	72	7	65	65	62	95%	3	5%	0	0%	0	0	0	0	
舞子	94	16	78	78	52	67%	26	33%	0	0%	0	0	0	0	
合計	754	129	625	625	504	81%	121	19%	0	0%	0	0	0	0	

(2) 特定事業所へのサービス集中率について —公正中立の判断基準作成のために—

「地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと」の報告基準について次のとおりとする。

当分の間、当該地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（委託分も含む）のうち、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い事業所（以下「紹介率最高事業所」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、区から事情を聴取し、区運営協議会への報告事項とする。

1. 判断基準の判定方法

地域包括支援センターごとに、次の計算式により計算し、①～⑤のそれぞれが50%を超えたとき、各区健康福祉課から当該地域包括支援センターへ事情を聴取し、当協議会に報告する。また、事情を聴取する上で、正当な理由についても検討していく。

- ① 介護予防訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防訪問サービスを位置づけた計画数
- ② 介護予防通所サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防通所サービスを位置づけた計画数
- ③ 介護予防通所リハビリにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防通所リハビリを位置づけた計画数
- ④ 介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷介護予防福祉用具貸与を位置づけた計画数
- ⑤ 生活支援訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷生活支援訪問サービスを位置づけた計画数

参考. サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ① サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ② 介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数が少ない場合（10件以下）
- ③ 当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ④ その他正当な理由がある場合

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改定》

サービスコード表(介護予防)

聞き取り対象

A2-A	介護予防訪問サービス	○
A2-B	生活支援訪問サービス	
62	訪問入浴介護	
63	訪問看護	
64	訪問リハ	
A6	介護予防通所サービス	○
66	通所リハ	○
67	福祉用具貸与	○

- 46 介護予防支援
- 69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)
- 24 短期入所生活介護
- 25 介護老人保健施設における短期入所療養介護
- 26 療養病床を有する病院における短期入所療養介護
- 34 居宅療養管理指導
- 35 特定施設入居者生活介護
- 59 特定入所者介護予防サービス費

介護予防支援業務における特定事業所へのサービス集中度

《令和3年2月給付管理データにおけるケアプラン数11件以上で集中度50%を超えるものを調査》

資料4

サービス種別	センター 所在区	集中度	集中件 数	／	全体件 数	集中にかかる理由
介護予防訪問サービス	東灘	50%	43	／	86	利用者宅との地理的利便性、意思・知人からの紹介、センターの併設希望
生活支援訪問サービス	東灘	50%	14	／	28	サービスの質が高い、その他
	灘	58%	22	／	38	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、その他(改正前からの流れで介護予防サービスと生活支援サービスに分かれた時に同じ事業所を希望)、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	中央	50%	8	／	16	その他(当該サービスを受けてくれる事業所を探しても見つからず、専門に受けてくれる当該事業所に依頼した。)
	兵庫	63%	15	／	24	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、生活支援訪問サービスを提供してくれる事業所がない
	北	58%	29	／	50	サービスの質が高い、その他(運営母体を信頼している)、対応できる事業所が少ないため
	北	50%	6	／	12	医師・知人からの紹介、生活支援サービス(簡易型)を受ける事業所が少ない
	垂水	59%	16	／	27	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、その他(以前にも当該事業所を利用した経験あり)
	垂水	55%	38	／	69	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	垂水	50%	9	／	18	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、担当ケアマネからの紹介
	西	50%	13	／	26	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、当該圏域内にサービス事業所が少数である
介護予防通所サービス	中央	50%	21		42	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	中央	58%	53	／	91	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(リハビリ特化型のデイが他にないため)
	西	55%	43	／	78	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	西	51%	46	／	91	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
介護予防通所リハビリ	東灘	51%	26	／	51	サービスの質が高い
	東灘	67%	8	／	12	利用者宅との地理的利便性
	中央	78%	53	／	68	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(供時間と量がちょうど良い)
	中央	61%	17	／	28	短時間利用で個別リハビリを集中的に行う事業所が他にないため
	兵庫	63%	12	／	19	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、入院中に併設の通所リハビリを勧められた
	兵庫	63%	12	／	19	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	兵庫	50%	16	／	32	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	北	77%	23	／	30	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	北	82%	28	／	34	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、その他家族が利用しているため
	北	73%	54	／	74	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、家族からの紹介
	長田	50%	6	／	12	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介
	長田	68%	36	／	53	医師・知人からの紹介
	長田	59%	37	／	63	医師・知人からの紹介
	垂水	53%	8	／	15	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(雰囲気、職員の対応)
	垂水	54%	7	／	13	医師・知人からの紹介
西	53%	10	／	19	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介	

特定事業所へのサービス集中率

センター	サービス種別	集中率	区におけるヒアリング内容
平磯	生活支援訪問サービス	59% (16件/27件)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者希望の「サービスの質が高い」は、当該事業所にて介護予防訪問型サービスを利用しており、サービス提供内容を理解できていることから選定されている。 ・「その他」は、予防プランを受け持つ以前より、当該事業所でのサービス利用があり、継続して当該事業所からのサービス提供を希望された。
本多間	生活支援訪問サービス	55% (38件/69件)	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービスの質が高い」は、家族や友人が利用していることで一定の質が担保されているとの認識で利用者が選定している。 ・当該圏域で生活支援サービスを行っている事業所が当該事業所のみであり、他圏域の事業所への調整をした場合でも受入れが難しいことも多い。
神陵台	生活支援訪問サービス	50% (9件/18件)	
塩屋	介護予防通所リハビリ	53% (8件/15件)	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんすこやかセンターでは、利用者に複数箇所の事業所を見学してもらうようにしている。その中で、利用者が事業所や職員の雰囲気を見て選定している。 ・また、「サービスの質が高い」は、従前より当該事業所でのサービス利用を継続しており、現在のサービス内容を理解したうえで希望されている。
平磯	介護予防通所リハビリ	54% (7件/13件)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が同法人のクリニックに通院しており、安心感があることから当該事業所を希望している。

